

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人小野医学研究財団（以下「本財団」という。）の定款第19条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称いかんを問わず、認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 本財団は、役員に対し理事会の出席及び監事監査の実施等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 2 評議員には、評議員会出席の都度、定額の報酬を支払うことができる。
 - 3 本財団は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。
 - 4 第1項及び第2項の規程にかかわらず、役員及び評議員は第4条に定める報酬を辞退することができる。

(報酬額)

第4条 役員及び評議員に対する報酬額は、理事会又は評議員会の出席及び監事監査の実施等につき、1人1日1回当たり50,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度とする。同一の日に理事会、評議員会及び監事監査を行ったときも1人1日1回当たり50,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度とし、重複支給は行わないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬は、理事会又は評議員会の出席及び監事監査の実施等、必要の都度支払うものとする。

(費用)

第6条 本財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 本財団はこの規程を、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行なうものとする。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人小野医学研究財団の移行の登記の日（2011年4月1日）から施行する。

改訂：2013年6月1日（第4回評議員会議決）

改訂：2025年6月14日（第17回評議員会議決）